

事務事業	85	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進						
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち						
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり						
施策	01	防災都市づくり						
事業内容								
目的	新宿区に住む人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。							
対象・手段	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に対し、パトロールに使用するジャンパーを貸与するとともに、ステッカー表示等によりPR活動を行い、安全・安心のまちづくりの気運を盛り上げます。また、必要に応じ重点地区に職員を動員して地域の方々と一体となってパトロール等を行います。さらに防犯設備設置の事業補助、安心・安全ステーション整備補助を行います。							
成果(事業が意図する成果)								
区民、事業者及び行政が連携・協働し、新宿区に住む者にとっても、訪れる者にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを実現します。								
事業成果指標								
指標名	定義	目標水準						
安全推進地域活動重点地区の指定数	安全推進地域活動重点地区に指定した地区の延べ数	(平成19年度に)						
		(20地区)の水準達成						
		()年度に						
		()の水準達成						
		()年度に						
		()の水準達成						
成果の達成状況								
	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考		
事業成果指標	目標値1	地区	20.00	20.00	20.00	20.00		
	実績1	地区	7.00	11.00	13.00	20.00		
	= /	%	35.00	55.00	65.00	100.00		
	目標値2		0.00	0.00	0.00	0.00		
	実績2		0.00	0.00	0.00	0.00		
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00		
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00		
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
	事業の実施内容							
	平成17年度	条例に基づく重点地区について、既存11地区につき指定を更新をしました。さらに2地区を新規指定して活動用ジャンパーなどを貸与して支援しました。事業補助については、防犯カメラの防犯設備設置補助を2団体に対して行いました。						
	平成18年度	条例に基づく重点地区について、既存13地区については指定更新を行い、新規に7地区を指定し、活動用ベストなどの物的支援をしました。事業補助については、防犯設備整備補助(防犯カメラ)を3団体に対して行いました。						

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	0	27,496	7,396	17,849	
	人件費	千円	4,169	6,670	4,169	4,140	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	4,169	34,166	11,565	21,989	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	4,169	34,166	11,565	21,989	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	4,169	34,166	11,565	21,989	
	特定財源		0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.80	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>地域が主体となり住民・区・警察が連携し、安全・安心を推進していくことが求められています。区としても積極的に側面的な支援を行っています。条例の施行から3年が経過し、重点地区が増加している中で各地区で進められている事業の効果、検討課題等についての検証と実績の評価を行っていくことが課題です。</p>							
評価基準に基づく評価と理由 「3.2.1」の3段階評価です。	達成度	3	関係部署との連携・協力により、安全安心なまちづくり施策を計画以上に推進できました。特に、年々重点地区が増加しています。				
	効率性	2	住民が自ら活動し事業者と協働しながら、効率的に事業を実施しています。				
	実施の成果	3	防犯カメラを計画的に設置しているなど、区民、事業者との連携による安全なまちづくりの成果は大です。				
	行政の関与	3	安全・安心なまちづくりの主体は区民であるという考え方を基本にしながらも区としても町会長会議等で積極的にPR活動を実施し、重点地区の増加に寄与しています。				
	妥当性	3	安全・安心条例に基づく施策の展開は妥当です。				
	施策寄与度	3	事故や犯罪発生件数は、減少傾向にあります。区民から見ると体感的にはまだまだ手を緩めることは出来ない。区民との協働が今後も必要である。				
総合評価	<p>防犯ボランティア等の自主活動は、いかに長く継続してもらうかが重要な点でありそのために、常に区民の声に耳を傾けながら、要望などに対しては、迅速に対応・協働していくことで、重点地区全てが指定更新をし、さらに活発な活動を推進することができました。</p> <p>条例制定から3年が経過しましたが区民の安全安心なまちづくりに対する意識も徐々に高まり地域の連帯感が醸成されつつあり、平成19年度までの目標である指定団体数20団体を、平成18年度で達成をし、目標以上に推進ができました。</p>						A 過年度評価
							17年度 A 16年度 A 15年度 14年度 方向性
改革方針	<p>町連の会議等で、新宿区民の安全・安心の推進に関する条例及び新宿区防犯ボランティア組織に対する防犯資器材交付要綱の重点地区や小規模グループに対する支援についての啓発活動を行うなどし、広く住民や地域の方々に周知していきます。</p> <p>啓発活動をすることで、住民や地域からの参加機運などを高めることとともに住民や地域の連帯感を醸成し、安全・安心まちづくりを推進しながら、関係部署との連携を強め、区全体で関係する事業を集中的に行なえるよう調整機能を強化していきます。また今後、事業の効果等を検証していきます。</p>						1 現状のまま継続